

## 参照条文（毒物及び劇物取締法関係）

## 1. 運搬容器関係

## ○毒物及び劇物取締法（抄）

（運搬等についての技術上の基準等）

第 16 条 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

## ○毒物及び劇物取締法施行令（抄）

（容器）

第 40 条の 2 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法 に基づく日本工業規格 Z1601 号（鋼製ドラムかん）第 1 種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有するドラムかんでなければならない。

2 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が 1000 リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 44 条第 1 項 の容器検査に合格したもの若しくは同項第 1 号 又は第 2 号 に掲げるものでなければならない。  
一～七 略

3 弗化水素又はこれを含有する製剤（弗化水素 70 パーセント以上を含有するものに限る。）を内容積が 1000 リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、前項第 1 号、第 2 号及び第五号から第七号までに定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。  
一～四 略

4 弗化水素を含有する製剤（弗化水素 70 パーセント以上を含有するものを除く。）を内容積が 1000 リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号並びに前項第 4 号に定めるもののほか、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。  
一～三 略

5 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で、前 3 項に掲げる基準の特例を定めることができる。

6 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

○毒物及び劇物取締法施行規則（抄）

（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例）

第 13 条の 2 令第 40 条の 2 第 5 項 に規定する厚生労働省令で定める容器は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第 2 項から第 4 項までの規定は、適用しないものとする。

## 2. 運搬方法等に関する基準関係

○毒物及び劇物取締法施行令（抄）

（容器又は被包の使用）

第 40 条の 3 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場合でなければ、運搬してはならない。

- 一 ドラムかん内に 10 パーセント以上の空間が残されていること。
- 二 ドラムかんの口金が締められていること。
- 三 ドラムかんごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である旨の表示がなされていること。

2 毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下この項において同じ。）又は劇物は、次の各号に適合する場合でなければ、車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 8 号 に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によって運搬してはならない。

- 一 容器又は被包に収納されていること。
- 二 ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。
- 三 1 回につき 1000 キログラム以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

（積載の態様）

第 40 条の 4 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 ドラムかんの下に厚いむしろの類がしかれていること。
- 二 ドラムかんは、その口金が上位になるように置かれていること。
- 三 ドラムかんが積み重ねられていないこと。
- 四 ドラムかんが落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- 五 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラムかんが当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。
- 六 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

2 弗化水素又はこれを含有する製剤（弗化水素 70 パーセント以上を含有するものに限る。）を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一～三 略

3 毒物（四アルキル鉛を含有する製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤（弗化水素 70 パーセント以上を含有するものに限る。）を除く。）又は劇物を車両を使

用して、又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、前項第 2 号及び第 3 号に定める基準に適合するものでなければならない。

(運搬方法)

第 40 条の 5 四アルキル鉛を含有する製剤を鉄道によって運搬する場合には、有がい貨車を用いなければならない。

2 別表第 2 に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して 1 回につき 5000 キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両 1 台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。

二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。

三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを 2 人以上備えること。

四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

別表第 2

一 略

二 四アルキル鉛を含有する製剤

三～二十三 略

### 3. 四アルキル鉛に関する取扱関係

#### ○毒物及び劇物取締法（抄）

第3条の2 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。

- 2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。
- 3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。
- 4 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。
- 5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。
- 6 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。
- 8 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に対し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り渡してはならない。
- 9 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡してはならない。
- 10 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。
- 11 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

#### ○毒物及び劇物取締法施行令（抄）

（使用者及び用途）

第1条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第3条の2第3項及び第5項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

- 一 使用者 石油精製業者（原油から石油を精製することを業とする者をいう。）
- 二 用途 ガソリンへの混入

(着色及び表示)

第2条 法第3条の2第9項の規定により、四アルキル鉛を含有する製剤の着色及び表示の基準を次のように定める。

- 一 赤色、青色、黄色又は緑色に着色されていること。
- 二 その容器に、次に掲げる事項が表示されていること。
  - イ 四アルキル鉛を含有する製剤が入っている旨及びその内容量
  - ロ その容器内の四アルキル鉛を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その空容器を、そのまま密閉して直ちに返送するか、又はその他の方法により保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない旨

(貯蔵)

第4条 四アルキル鉛を含有する製剤を貯蔵する場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 一 容器を密閉すること。
- 二 十分に換気が行われる倉庫内に貯蔵すること。

(混入の割合)

第5条 四アルキル鉛を含有する製剤をガソリンに混入する場合には、ガソリン1リットルにつき四アルキル鉛1.3立方センチメートルの割合をこえて混入してはならない。

(空容器の処置)

第6条 容器に収められた四アルキル鉛を含有する製剤の全部を消費したときは、消費者は、その空容器を、そのまま密閉して直ちに毒物劇物業者に返送するか、又はその他の方法により保健衛生上危害を生ずるおそれがないように処置しなければならない。

(加鉛ガソリンの品質)

第7条 四アルキル鉛を含有する製剤が混入されているガソリン(以下「加鉛ガソリン」という。)の製造業者又は輸入業者は、ガソリンに含有される四アルキル鉛の割合がガソリン1リットルにつき四アルキル鉛0.3立方センチメートル(航空ピストン発動機用ガソリンその他の特定の用に使用される厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあっては、1.3立方センチメートル)以下のものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

(四アルキル鉛の量の測定方法)

第7条の2 第5条及び前条の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合

における数値とする。

(加鉛ガソリンの着色)

第8条 加鉛ガソリンの製造業者又は輸入業者は、オレンジ色（第7条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンにあつては、厚生労働省令で定める色）に着色されたものでなければ、加鉛ガソリンを販売し、又は授与してはならない。

(加鉛ガソリンの表示)

第9条 加鉛ガソリンの製造業者、輸入業者又は販売業者は、容器のまま加鉛ガソリンを販売し、又は授与する場合において、その容器に次に掲げる事項が表示されていないときは、その容器にこれらの事項を表示しなければならない。

一 そのガソリンが加鉛ガソリンである旨（そのガソリンが第7条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、その旨）

二 そのガソリンを内燃機関以外の用（そのガソリンが第7条の厚生労働省令で定める加鉛ガソリンである場合にあつては、当該特定の用以外の用）に使用することが著しく危険である旨

2 加鉛ガソリンの販売業者は、加鉛ガソリンの給油塔の上部その他店舗内の見やすい場所に、前項に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、加鉛ガソリンをもらら容器のまま販売する者は、この限りでない。